# 65歳以上の高齢者と高校生世代以下の方へ 自転車用へルメットの購入費用を補助します!

令和5年4月1日から改正道路交通法が施行され、すべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務となりました。自転車に乗る時は頭部を保護するヘルメットを着用しましょう。

# ≪申込期間≫

令和6年4月 | 日(月)~令和7年3月3 | 日(月)必着 ※申込上限に達した場合、申込期間中でも受付を終了します。

# 対象者

市内在住の高齢者(満65歳以上)

市内在住の高校生世代以下の未成年(I8歳に達する日以降の最初の3月3I日を迎えるまでの市民)

※ただし、対象者が未成年の場合は、原則申請者は保護者の方となります。

#### 補助の対象となるヘルメット

自転車乗車用の<u>新品</u>のヘルメットであって、<u>安全基準</u>(SG・CE・JCF・GS・CPSCマーク) に適合していること(ヘルメット購入後、6か月以内に申請が必要)

- ※中学校指定の通学用ヘルメットは補助の対象外です。
- ※令和5年度に補助を受けた対象者の方(=ヘルメット使用者)は補助対象外です。

#### 補助金額

自転車用ヘルメット購入経費の2分のI(IOO円未満の端数切り捨て)

# 補助金額の上限は3,000円です。

(例) 4,500円のヘルメットを購入した場合

4,500円×1/2=2,250円(100円未満切り捨て)⇒ 補助金額2,200円

# その他の条件

市税等の滞納がないこと

補助金交付は対象者(ヘルメット使用者) | 人につき | 回限り

# 申請に必要なもの

- ①申請書(別記様式第 I 号)
- ②領収証等の写し【購入日、ヘルメットの価格、購入店舗名、購入品名 (「ヘルメット代」等へ ルメットの購入がわかるもの)が確認できるもの】
- ③ヘルメットが安全基準に適合していることが確認できる書類(保証書、取扱説明書等)の写し 又は ヘルメット全体<u>及び</u>安全基準に適合することを認証したマークが確認できる写真 【窓口受付の場合、ヘルメットの現物提示でも可】
- ④誓約書(別記様式第2号)
- ⑤補助金交付請求書(別記様式第4号)
- ⑥振込希望先の口座情報の写し(預金通帳の | ページ目等の写し)
- ⑦本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し)

#### 申請の流れ

自転車用 ヘルメット 購入



必要書類をそろえて、いずれかの 方法で交通政策課へ補助金申請 (窓口・郵送・オンライン申請)



補助金 交付決定 (書類審査後)



申請者 口座へ入金 (申請から約2 ~3カ月後)

※申請書等は交通政策課窓口、安土町総合支所 I 階情報公開コーナーで配布しています。QRコードより市ホームページにアクセスし、申請書類をダウンロードできるほか、オンラインで申請することができます。



【申請・お問い合わせ先】 近江八幡市 市民部 交通政策課

住所:近江八幡市桜宮町236番地

(市役所本庁2階) 電話:0748-36-5515 FAX:0748-36-5882